

やまざと

第29号

[3月定例会号]
平成25年5月15日

25年度一般会計予算 ②③
議案審議 ④

一般質問のやりとり報告 ⑤～⑯
表紙の紹介と町の情報 ⑯



南関第一小学校 欽迎遠足

町のサイフのなかみ



<p>南関町</p> <p>(町民税)(町たばこ税) (固定資産税) (軽自動車税)(入湯税)</p> <p>10億4,957万円</p>	<p>町税</p> <p>(地方揮発油譲与税) (自動車重量譲与税)</p> <p>6,040万円</p>	<p>地方譲与税</p> <p>(利子割交付金)</p> <p>140万円</p>	<p>利子割交付金</p> <p>(配当割交付金)</p> <p>100万円</p>
<p>株式等譲渡所得割</p> <p>(株式等譲渡所得割交付金)</p> <p>20万円</p>	<p>地方消費税</p> <p>(地方消費税交付金)</p> <p>9,890万円</p>	<p>ゴルフ場利用税</p> <p>(ゴルフ場利用税交付金)</p> <p>1,140万円</p>	<p>自動車取得税</p> <p>(自動車取得税交付金)</p> <p>1,400万円</p>
<p>地方特例交付金</p> <p>(地方特例交付金)</p> <p>170万円</p>	<p>地方交付税</p> <p>(地方交付税)</p> <p>17億5,000万円</p>	<p>交通安全対策特別交付金</p> <p>(交通安全対策特別交付金)</p> <p>144万円</p>	<p>分担金や負担金</p> <p>(分担金)(負担金)</p> <p>9,537万円</p>
<p>使用料や手数料</p> <p>(使用料)(手数料)</p> <p>1億7,882万円</p>	<p>国庫支出金</p> <p>(国庫負担金)(国庫補助金) (国庫委託金)</p> <p>6億4,831万円</p>	<p>県支出金</p> <p>(県負担金)(県補助金) (県委託金)</p> <p>5億3,043万円</p>	<p>財産収入</p> <p>(財産運用収入)</p> <p>230万円</p>
<p>繰入金</p> <p>(基金繰入金)</p> <p>2億7,906万円</p>	<p>24年度</p> <p>25年度</p> <p>繰越金</p> <p>1億円</p>	<p>寄附金・諸収入</p> <p>(寄附金)(延滞金・加算金) (町預金利子)(雑入) (受託事業収入)</p> <p>3,038万円</p>	<p>町債(借金)</p> <p>(町債)</p> <p>7億3,480万円</p>

歳入合計 **55億8,948万円**

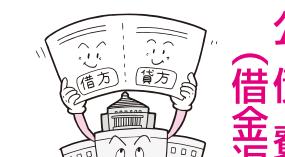
※各項目は千円未満の端数整理のため合計は合っていません。

25年度一般会計予算 総額55億8,948万円

平成25年3月定例会が3月8日から3月15日までの8日間開かれました。

一般会計、前年度比
2保育園解体整備工事1、194万円、向原団地前の井戸さく井工事、排水施設工事3、592万円、宅地分譲事業特別会計繰出金6、586万円、総合文化福

祉センターの當舡、施設整備工事1、732万円、域振興対策費3億3,009万円、農村広場駐車場舗装工事1、324万円、長寿命化橋梁点検計画の測量設計委託料1、870万円、第1小学校北校舎耐震改修工事2億1、550万円、城ノ原官軍墓地保存修理工事1、080万円などの予算が成立しました。

議会費  (議会費) 8,061万円	総務費  (総務管理費)(選挙費)(徴税費) (戸籍住民基本台帳費)(統計調査費)(監査委員費) 6億9,728万円	民生費  (社会福祉費)(児童福祉費) 15億9,230万円
衛生費  (保健衛生費)(清掃費)(水道費) 7億5,030万円	農林水産業費  (農業費)(林業費) 2億9,431万円	商工費  (商工費) 7,962万円
土木費  (土木管理費)(河川費) (道路橋梁費)(住宅費)(下水道費) (浄化槽整備推進事業費) 6億9,779万円	消防費  (消防費) 2億1,063万円	教育費  (教育総務費)(小学校費)(中学校費) (社会教育費)(保健体育費) 6億326万円
災害復旧費  (農林水産施設災害)(公共土木施設災害) 0.2万円	公債費  (公債費) 5億7,370万円	予備費  (予備費) 968万円

歳出合計 55億8,948万円

特別会計予算

国民健康保険 14億5,442万円
公共下水道事業 1億3,263万円
簡易水道事業(閑下新町) 586万円
介護保険事業 12億7,890万円
介護サービス事業 2億5,495万円

(合併)浄化槽整備推進 9,952万円
後期高齢者医療 1億2,871万円
宅地分譲事業 6,587万円

合 計

34億2,086万円

平成25年南関町議会第1回定例会が 3月8日から3月15日までの8日間開かれ、 次の42の議案を審議し、全議案を承認可決しました。

▶ 南関町条例の制定

- 南関町職員の再任用に関する条例
- 南関町地域振興対策基金条例
- 南関町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 南関町指定地域密着型サービスの事業の人員
- 設備及び運営の基準等に関する条例
- 南関町保育の実施に関する条例
- 南関町宅地分譲条例
- 南関町宅地分譲事業特別会計条例
- 南関町町道の構造の技術的基準に関する条例
- 南関町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例
- 南関町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例
- 南関町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

▶ 南関町条例の一部改正

- 南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 南関町報酬、費用弁償等に関する条例
- 南関町一般職の職員の給与に関する条例
- 南関町職員の特殊勤務手当に関する条例
- 南関町総合文化福祉センターの設置及び管理等に関する条例
- 南関町地域生活支援事業利用料条例
- 南関町重度心身障害者医療費助成に関する条例
- 南関町町営住宅管理条例
- 南関町下水道条例
- 南関町保育園医及び保育園歯科医設置条例の廃止
- 平成24年度南関町一般会計補正予算、各特別会計補正予算
- 平成25年度南関町一般会計予算、各特別会計予算
- 町道の路線認定（前原南線）
- 定住自立圏形成協定の締結（大牟田市と協定）
- 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更

平成24年度南関町一般会計補正予算(第6号) 1億3,864万円追加し、52億9,637万6千円に

一般会計補正予算の主なもの

歳入	地域の元気臨時交付金	5,618万円	歳出	道路点検委託料	7,000万円
	道路橋梁費交付金	4,099万円		施設工事費	1億4,400万円
	農業基盤整備促進事業交付金	1億360万円			

- 南関町農業委員会委員の推薦について ————— 推 薦

北原良行さん(関東)、釘崎眞貴子さん(細永南)、岡本辰也さん(肥猪)、北原照代さん(上坂下)

- 人権擁護委員の推薦について ————— 同 意

中野 力さん(肥猪町)、松本隆明さん(今)

陳情の取り扱いと結果

- 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情
- 繼続審査



総務文教委員
議会運営委員
町監査委員

島崎英樹

耐震不適合や老朽化…町施設を今後どうするのか

島崎

役場庁舎と公民館ともに建て替えが必要

町長

Q

「役場庁舎の耐震問題」「老人ホーム延寿荘の著しい老朽化」「指定管理者が決まらず4月から暫定的に町直営となる総合文化福祉センターうから館」…。以上のような状況をふまえ、すべての町施設について大局的見地から今後のあり方を考える時期にあるよう

だ。補修や改修による延命、建て替え、既存施設を異なる施設として活用する等、いずれにしても将来を見据えた住民福祉の向上と財政のバランスが欠かせず、今から検討を始める必要があると思う。町長の考え方を問う。

A 町長 役場庁舎と町公民館の耐震診断を実施した。ともに基準に

適合しておらず建て替えが必要になつたと思う。平成25年度早々にプロジェクトチームを立ち上げ、改築の場所、時期などを検討し、議会や町民と協議したい。町には建設後十年以上経過している施設が多く、日頃の点検を含め、長寿命化計画を作り適切な維持管理に努める。

役場庁舎、公民館とともに補強方法がなく改築、建て替えが必要とコンサルタントから診断を受けた。

A 総務課長 庁舎、公民館とともに補強方法が必要とコンサルタントから診断を受けた。

Q うから館の利用状況を尋ねる。

A 福祉課長 入湯者は年間7万人で、7割が町外の利用。

Q 検討委員会が設置されるが、今後のあり方を考える会議か。

A 福祉課長 10人の委員で構成し、うから館をどうするか検討していく。

Q うから館に指定管理者者がボイラーを設置しているが今後、不要の



女子生徒が制服の上から体操服を着て、ひざ掛けをして授業に臨んでいた。教室にストーブを設置し学習環境の向上をする必要はないだろうか。教育長の考えを聞きたい。

A

教育長

南関中学校

は

創立

26

年で、エアコンは無い。設置について

は保護者アンケートを実施し、五分五分の状況である。P.M.2.5のことを考慮すると、今後の課題で、これは窓を開ける前提である。扇風機を使っているが、これは窓を開ける前提である。

A 教育課長 小学校にはストーブがあるが、中学校には無い。夏場は扇風機を使っているが、これは窓を開ける前提である。P.M.2.5のことを考慮したい。

A

教育課長

小学校には

ストーブ

があるが、

中学校には

無い。

PM2.5のことを考

慮すると、今後の課題で、これは窓を開ける前提である。扇風機を使っているが、これは窓を開ける前提である。P.M.2.5のことを考

慮したい。

Q いわゆる、箱物行政には反対だ。しかし、将来的な維持管理の費用を考え、建て替えや廃止といった決断を持つ。将来的な維持管理の費用を考え、建て替えや廃止といった決断が求められている。基準

は、町民のためになる施設か、そうでないかだ。

Q 今年1月末、中学校の授業を見学した。

橋永

協働のまちづくりとは

住民と行政が 役割と責任を自覚

總務課長

A black and white portrait of Kōeikō Hashimoto. He is a middle-aged man with short, light-colored hair, wearing glasses, a dark suit jacket, a white shirt, and a patterned tie. He is smiling and looking slightly to his left. The background is a plain, light-colored wall.

A 振興計画に、住民と行政による協働のまちづくりを基本理念と定めています。協働の定義として、住民と行政が役割と責任を自覚し、互いに認め合い、対等の立場で同じ目的に向って連携・協力して、まちづくりを進めることを定義としている。南関町の発展、南関町の住民の福祉の向上が協働のまちづくりで進めていこうと考えている。町のイベントに対する管理職員の参加の問題を問われておりますが南関町の広く住民、それから町外の方をお招きしてイベントを行う部分については、関所まつり、陶器梅

Q 協働のまちづくりについて尋る。

まつり、関所健康マラソン、それから町民体育祭、文化祭、人権フェスティバル等、いろんな行事をしながら住民啓発に健康づくりを含め、住民啓発に努めているところである。これに管理職が出席してなかつた、ご指摘の中に、開会式のときに管

理職が顔を揃えていたほうが、来賓に対してもより効果的なもてなしになるのじやないかのご質問なので、今後の町の運営にあたつて、管理職がどう関わっていくのかという部分も整理していくたいと考えている。



判聞きますと、順番と
この前落札しとるけり
今度は順番の回つてこ
ごつなつたとか、それ
あえて言う職員もおる
官制談合につながる
じやなかろうかと思う
そんなことを職員が言
よつたつちやわからん
町民が不安がるばかり

Q 合併浄化槽設置
申請業者と入札指名業者の入札の関係。

A 総務課長 管理職
もそのイベントの開会時間の前に全員集合するというふうな整理の考え方、分担をもたせることで、仕事をもたせるという考え方がある。

Q その整理という
のはどういった

あすび いろんな苦言を申し上げたが、前向きにお答えをしていただき、私は、安心しました。いろんな形の中で町づくりが行われ一歩一歩前進し、町民の信頼を得るのが一番大事だと思う。

A 総務課長 今、町の入札はすべて電子入札でやっている。その関係で、例えば1件ずつの入札ということも可能であるので、建設課、現課の要望があれば、そのように実施していきたい。

Q 総務課のご意見はどうがんでしようかね。

しいのは事実だと考へて
いる。今後はその点も考慮して事業を進めてまいりたい。配水設備業者が応札機会を得られるよう、指名業者数の縛りをなくすことも総務課のほうには提案をしてまいりたい

A 建設課長 配水設備業者と浄化槽設置業者

総務文教委員
広報委員**井下忠俊**

A 町長 熊本県では PM2.5に対し、注意喚起の内容や判断基準・公表時間について住民の皆様への連絡の協力依頼ということを対応方針として出しており、この指針を受け南関町としても住民の皆様への注意喚起について出しており、この指針を受け南関町としても知体制を整えており、今後も速やかに対応していく

PM2.5に対する町の対策は？ 井下

住民課長

防災行政無線で対応する

Q 今、テレビ・新聞などで連日取り上げられているPM2.5は大気汚染の原因、またその小ささゆえに気管支炎やぜんそく等を引き起こす恐れがあるとされており、発がん性や花粉症などの健康被害との関連性も懸念されている。これに対する町としての考えは？

A 住民課長 PM2.5そのものの生成構成についてはまだ不透明な部分が多く、健康被害との因果関係について調査中であるが、基準値を多少超えたからといってすぐに重大な健康被害が出るとは考えられないという意見もある。ただ、喘息等の呼吸器や循環器系の持病がある方については、外出を控えるなどの予防策をとるのも一つの方法だと思う。

ことが出来る。

測定器1台を設置すると約500万円ほど掛かるといわれ、けして安くはない金額であり周辺のデータもあるので、現在、設置の必要性は考えていない。

Q 測定された数値の公表はどのように行われるのか。また、子どもたちの登下校・体育の授業、更には体育祭についてはどうのように考えていますか。

観測された場合に内・外を使い分けていきたい。また、体育祭については、他の教育委員会

で配布したい。

るか。

A 教育課長 住民課から入った場合には、各学校（校長）にFAXを流し注意喚起の内容にしたがい児童生徒の指導と共に、特に呼吸器系の疾患のある児童生徒に対しても家庭との連絡を密にして、より慎重な対応をお願いするようにしている。

ていい。体育の授業に関してはリアルタイムで数値を判断しながら屋内・外を使い分けていきたい。また、体育祭については、他の教育委員会

で配布したい。

るか。

お願いも考え方

でいい。

る。

PM2.5や黄砂の濃度が高い日の注意点

- マスクや花粉対策用のゴーグルを着用する
- 窓を開けない
- 布団や洗濯物を外に干さない
- 床掃除（水拭き）をする
- 空気清浄機があれば活用する
- 家に入る前に衣類をはたく
- うがいをする
- 目に違和感があれば水などで洗う



A 住民課長 現在、熊本県内18箇所で測定されており県のホームページで1時間毎の数値が詳細に公表されている。また、大牟田市・柳川市のデータも見る

ます。また、今後、校長会と連絡を取りながら、気管支炎等の子どもたちに対しては医療用のマスクの着用などをお願いも考えたい。

ます。また、今後、校長会と連絡を取りながら、気管支炎等の子どもたちに対しては医療用のマスクの着用などをお願いも考えたい。

A 教育課長 住民の方から、洗濯物や布団を外に干していいか、などの数件の質問があったと聞くが、1件でも電話があれば、その向こう側には何十倍の質問がある。そのため同じ問い合わせが同じ思いでおられると思うし、そのような紹介してほしいと思う。

たとえ高額であろうとも

測定器の購入も視野に入

れ、常に住民の方に安全

と安心を提供し続けても

PM2.5 大気汚染の 町民の啓発は?

山口

防災無線広報誌で周知

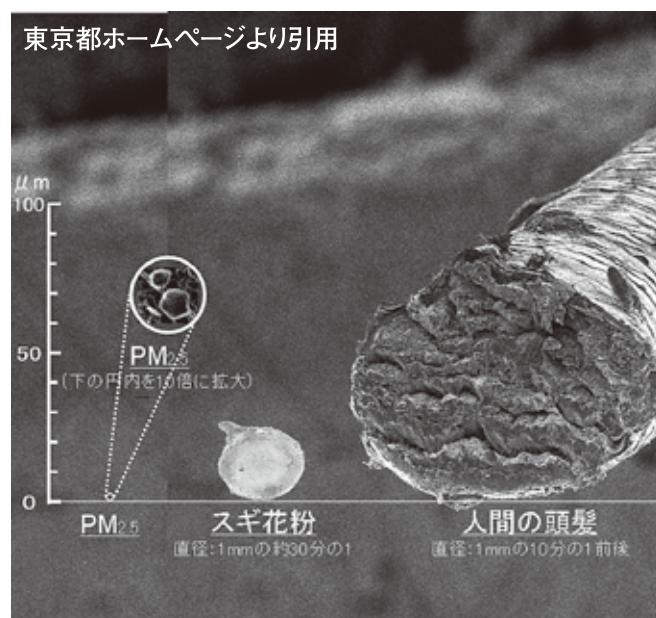
町長



A 教育課長 子どもの健康は将来にわたる重要な課題である。微小粒子

が西日本を中心に飛来しているが、子どもたちの学校生活、家庭生活における対応、町民の皆さんへの啓発を尋ねる。

A 町長 光化学スマッグや黄砂等も健康への影響が懸念されている。熊本県から3月4日に微小粒子物質PM2.5にかかる対応方針が提起され、市町村に注意喚起の協力依頼があった。注意喚起の情報が県より公表されたら防災無線等で周知体制を整えて対応する。注意点は広報紙で周知していく。



PM_{2.5}による大気汚染について。
Q 過去最大の大気汚染が西日本を中心に飛来しているが、子どもたちの学校生活、家庭生活における対応、町民の皆さんへの啓発を尋ねる。

A 住民課長 県の方針で朝の5時から7時までの間に85マイクログラムを超えた場合、各マスクを超過した場合は、PM2.5に意喚起を公表、町もその形で対応していく。課としては、PM2.5に意喚起を公表、町もその形で対応していく。
あすび 学校との連絡を密に取りして、住民への安心感を増すために周知方法を考え、特に

が黄砂にくつついいく、黄砂の粒よりも小さくマスクも通すということ、肺の中まで入り込み、ぜんそく、呼吸器官の病気がちな子どもに影響する。健康な子どもであっても将来にわたり害をもたらす可能性もあるといふことで、基準値を超えることに対する神経をとがらせながら対応していきく。

家庭生活では学校より連絡を取っていく。イベント開催については、環境省、文科省を通じて連絡が入るようになっているので、いろんな機関から

が黄砂にくつついいく、黄砂の粒よりも小さくマスクも通すということ、肺の中まで入り込み、ぜんそく、呼吸器官の病気がちな子どもに影響する。健康な子どもであっても将来にわたり害をもたらす可能性もあるといふことで、基準値を超えることに対する神経をとがらせながら対応していきく。

家庭生活では学校より連絡を取っていく。イベント開催については、環境省、文科省を通じて連絡が入るようになっているので、いろんな機関から

A 教育課長 気管支の病気、ぜんそく、アレルギーが気になる子どもに関しては密に養護の先生と連絡を取っていく。

備考
1時間値
($\mu\text{g}/\text{m}^3$) $\ast 3$

レベル	暫定的な指針となる値*	行動の目安	1時間値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) $\ast 3$
	日平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
II	70超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。(高感受性者 $\ast 2$ においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85超
I (環境基準)	70以下 35以下 $\ast 1$	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者では健康への影響がみられる可能性があるため、体調の変化に注意する。	85以下

*1 環境基準は環境基本法第16条第1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。
*2 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等。
*3 暫定的な指針となる値である日平均値を一日の早めの時間帯に判断するための値。